

特定の目的のもとに国費で実施されている奨学金制度

制度の名称	所轄機関	対象学校	平成 1 3 年 度		貸与基準	日本育英会奨学金との関係	返 還 条 件 等
			人 員	貸 与 月 額			
自衛隊法による貸費学生制度	防 衛 庁	大 学 大 学 院	衛生貸費学生 7人 技術貸費学生 13人 計 20人	50,000 円	医・歯・理・工学専攻の学生で修業後専攻の学術を応用し自衛隊に勤務しようとする者	将来の身分拘束を伴う奨学金を除き日本育英会その他の奨学金の重複を認める。	在職期間が4年を超え、かつ、貸与期間の1.5倍以上及び死亡又は心身障害による等の場合返還免除。自衛隊に勤務しない等の場合、2年以内に返還。
矯正医官修学資金貸与法による修学資金貸与制度	法 務 省	大 学 〔医学部 専門課程のみ〕	13人	51,000 円	医学専攻の学生で、修業後矯正施設（刑務所、拘留所、少年院等）に勤務しようとする者	（同 上）	3年以上矯正施設に勤務（貸与期間の1.5倍以上在職すれば全額免除）及び在職中の死亡又は心身障害による場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間の1/2相当年数内に返還。
看護婦等修学資金貸与制度（1/2補助）	厚生労働省 〔実施機関 都道府県〕	保健婦、助産婦看護婦、准看護婦学校、養成所 大学院（修士）	総計 15,142 人 （学教法1条学校除く）	補助単価 保健婦、助産婦、看護婦 国公立 32,000 円 私 立 36,000 円 准看護婦 国公立 15,000 円 私 立 21,000 円 大学院（修士） 国 内 83,000 円 国 外 200,000 円	卒業後、貸与を受けた都道府県の区域内において業務に従事する意志を有する者		県内の200床未満の病院において3年以上看護婦等の業務にあつたとき及び死亡又は心身障害の場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間相当年数内に割賦返還。